明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二項」に改め、「、理事の」と」の下に「、第五十三条第二項第二号中「計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」と」を加え、同条第四項中「第六十八条第一項」の下に「、第六十八条の二、第六十八条の三」を、「場合において」の下に「、第六十八条の三第二項中「第五十条」とあるのは「第八十四条の八」と、第六十九条第四項中「財産目録又は計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」と」を加え、「第三十四条の二第三項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第八十六条の三第三項中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改め、同条第四項第十号中「、第八十六条の十第一項及び第百九条」を「及び第八十六条の十一第一項」に改める。

第八十六条の四第三項中「第二十八条から」を「第二十七条から」に、「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第二十八条の二」を「第二十八条」に改める。

第三章第三節中第八十六条の十二を第八十六条の十三とし、第八十六条の九から第八十六条の十一までを一条ずつ繰り下げ、第八十六条の八の次に次の一条を加える。

（組織変更の登記）

第八十六条の九　組合が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第八十七条第一項中第十六号を第十八号とし、第十一号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号中「監査及び指導」を「組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整

第八十七条第一項第九号の次に次の一号を加える。

十　漁業法第百九条第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十条第八項に規定する保全活動その他漁場の管理

第八十七条第八項中「第一項第十号に規定する会員の監査」を「第一項第十一号」に、「あつて、全国の区域を地区とし、かつ、同項第四号の事業を行う連合会を会員とするもの（次条）を「あつて全国の区域を地区とするもの（以下この条）に、「同項第十号に規定する会員の監査の」を「同号に規定する」に、「第四十一条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定組合の監査の事業を行うものとする」を「当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行うことができる」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第三号中「第一項第十二号」を「第一項第十四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項ただし書中「、第五項並びに前項」を「並びに第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　全国連合会は、第一項第十一号及び前項の事業を行うに当たつて必要な場合には、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会（以下この項において「組合等」という。）に対し、当該組合等の有する団体漁業権に係る組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）による漁場の利用に関する業務及び当該組合等が行う漁場の管理に関する業務の適正化を図るために、必要な取組を行うことを求めることができる。

10　第一項第十一号及び第八項の事業を行う全国連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものである役員又は職員を当該事業に従事させなければならない。

第八十七条の二を削る。

第八十七条の三第一項中「第八十七条第一項第四号」を「前条第一項第四号」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改め、同条第二項第一号中「第八十七条第一項第四号」を「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第五号及び第六号中「第八十七条第一項第四号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第八十七条第一項第三号」を「第八十七条の二第一項」に改め、同条第四項中「第八十七条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第十項中「第八十七条第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第八十七条の二とする。

第八十七条の四第二項中「第八十七条の四第一項」を「第八十七条の三第一項」に、「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の二第四項」に改め、同条を第八十七条の三とする。

第九十一条第二項中「解散」を「第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の解散」に改め、同条第三項中「申請があつた場合に」を「認可について」に改め、「、第六十四条（第二号を除く。）及び第六十五条」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　連合会（第二項の連合会を除く。）は、第一項第二号及び第五号の事由以外の事由によつて解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第九十二条第一項中「第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、」を削り、「第十一条の十三まで」を「第十一条の十六まで」に、「第十一条の二第一項中「前条第一項第一号」を「第十一条の三第一項中「第十一条第一項第一号」に、「第十一条の三第一項及び第十一条の十二」を「第十一条の四第一項及び第十一条の十五」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十一条の四第一項、第十一条の四の二、第十一条の六第一項、第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十の二第一項、第十一条の十一第一項及び第十一条の十三第一項」を「第十一条の五第一項、第十一条の六、第十一条の八第一項、第十一条の九から第十一条の十一まで、第十一条の十二第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十四第一項及び第十一条の十六第一項」に、「第十一条の三第二項」を「第十一条の四第二項」に、「第十一条の四第二項」を「第十一条の五第二項」に、「第十一条の四の二中」を「第十一条の六中」に、「第十一条の五」を「第十一条の七」に、「第八十七条第十一項」を「第八十七条第十三項」に、「第十一条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号」に、「第八十七条第一項第十四号」を「第八十七条第一項第十六号」に改め、同条第二項中「第八十八条及び第八十九条に規定するもののほか、」を削り、「から第二十条まで」を「、第二十条」に改め、同条第三項中「及び第九項から第十二項まで」を「、第九項、第十三項及び第十四項」に、「第四十七条の七」を「第四十七条の六」に、「第三十四条第十一項及び第十二項」を「第三十四条第十三項及び第十四項」に、「第十一号」を「第十二号」に、「及び第三十四条の二第二項」を「第三十四条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。」に、「第三十四条第十一項及び第十二項中」を「同条第十三項及び第十四項中」に改め、「組合を除く。）」の下に「とあり、並びに第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」を加え、「同条第十一項第一号」を「第三十四条第十三項第一号」に、「第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。）」を「第三十四条の二第三項及び第六項中「前条第十項及び第十二項」とあるのは「前条第十項」と、同条第三項中「同条第十項」とあるのは「同項」に、「第十三号」とあるのは」を「第十四号」とあるのは」に、「第十三号」と読み替える」を「第十五号」と読み替える」に改め、同条第四項中「第九十条に規定するもののほか、」を削り、同条第五項中「前二条に規定するもののほか、第六十九条」を「第六十八条の二」に改め、「場合において」の下に「、第六十八条の二第一項中「であつて」とあるのは「（第九十一条第二項の連合会を除く。次条において同じ。）であつて」と、第六十八条の三第一項中「第六十八条第一項第一号」とあるのは「第九十一条第一項第一号」と」を加え、「第十一号」を「第十二号」に、「第七十条第二項」を「第七十条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と、同項」に改め、「及び第三十四条の二第二項本文」を削り、「者を除く。）」と」の下に「、第七十条第三項において読み替えて準用する第三十四条の二第三項中「前条第十項本文及び第十二項」とあるのは「前条第十項本文」と」を加え、「第九十一条第四項第一号」を「第九十一条第五項第一号」に改める。